

## 一般社団法人人工知能学会の全国大会への投稿論文に関する著作権規程

2018年12月25日制定

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人人工知能学会（以下、「本学会」という。）が主催又は共催する全国大会（以下、「全国大会」という。）の論文集や予稿集（本学会内の各研究会が独自に編集、発行・公開するものを除く。以下、「論文集」という。）に投稿される論文（以下、「論文」という。）に関する著作権の帰属及び取扱いについて定めることを目的とする。

### (著作権の帰属)

第2条 論文に関する著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定される全ての権利。以下、本規程において同じ。）は、当該論文の最終原稿が投稿先の全国大会に投稿された時点で、著作者から本学会に譲渡される。ただし、当該論文が投稿先の全国大会の論文集に掲載されないことが決定した場合、本学会は当該論文の著作権を著作者に返還する。

2 特別な事情により第1項の規定が適用できない場合及び著作者が第1項の規定の適用を希望しない場合は、著作者の申立てにより、著作者と本学会で協議の上、その取り扱いについて決定する。ただし、本学会の運営上必要となる事項（第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等）を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該論文についての著作権の利用許諾を行うものとする。

### (著作者人格権の不行使特約)

第3条 著作者は、投稿した論文について、本学会及び本学会が許諾する者が以下の各号の行為を行う場合、本学会及び本学会が許諾する者に対し、著作者人格権を行使しない。

- (1) 全国大会の論文集への収録及び電子的配布に伴う改変
- (2) 翻訳及びこれに伴う改変
- (3) アブストラクトのみを抽出して利用、もしくは要約の作成、翻訳
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

### (著作者による利用の許諾)

第4条 投稿した論文について、著作者自身がこの規程に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

- 1 著作者は、投稿した論文について、当該論文が収録された論文集の発行前後にかかわらず、いつでも、著作者個人のWebサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）において自ら創作した論文を掲載することができる。ただし、掲載に際して当該論文集にかかる出典及び利用上の注意事項として後記\*\*を明記しなければならない。
- 2 著作者が研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿することに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
- 3 著作者は、投稿した論文について、本規程に従い、自ら利用することができる。但し、

著作者による利用が本学会の運営に支障を与える場合は、本学会は著作者に当該利用の中止を求めることができる。

(著作物の利用)

第5条 本学会及び本学会が許諾する者が、以下の条件を満たす場合は、投稿された論文を他の著作物に複製利用し、又はWebサイト掲載等の方法により開示利用することができる。

- (1) 当該論文が収録された論文集の発行あるいは公開以降の利用であること
- (2) 本学会の著作物であること
- (3) 第3条で規定する著作者人格権を行使しない範囲を超えて本学会向け著作物の内容を改変しないこと
- (4) 電子データの形での利用の場合、ダウンロード等の設定は、本学会が定める規程を順守すること

(例外的取り扱い)

第6条 全国大会が他の学会等との共催行事として実施される場合、論文の著作権について別段の取り決めがあるときは、当該取決めが本規程に優先して適用される。

(著作権侵害紛争処理)

第7条 投稿された論文について第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者は、その対応について協議し、解決を図るものとする。

- 2 投稿された論文が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、著作者が一切の責任を負う。

(免責)

第8条 本学会は、本規程に定める論文の正確性、完全性、商品性及び特定の目的に対する適合性等に関して、明示又は黙示にかかわらず、一切の表明及び保証を行わない。

- 2 本学会は、論文の利用の結果として生じた損害（知的財産権の侵害に関する損害を含む。）について、通常生ずべき損害であるか特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、一切の責任を負わない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の承認を得て行う。

(準拠法、管轄裁判所、正文)

第10条 本規程は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連して紛争が発生した場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 本規程の正文は日本語とする。

附則

- 1 この規程は2018年12月25日より実施する。
- 2 本規程改定前の著作権の取扱いについては、従前の通りとする。

2018年12月25日

\*\*利用上の注意事項の例：

ここに掲載した著作物の利用に関する注意 本著作物の著作権は人工知能学会に帰属します。本著作物は著作権者である人工知能学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

Notice for the use of this material. The copyright of this material is retained by the Japanese Society for Artificial Intelligence (JSAI). This material is published here with the agreement of JSAI. Please be complied with Copyright Law of Japan if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof.

All Rights Reserved, Copyright (C) The Japanese Society for Artificial Intelligence.

以上